

## 【事例 4 4】

### 契約不履行につき訴状申請された、というハガキは…無視して！

【事例】 某訴訟管理センターから「通知確認書」というハガキが届き、内容は「貴方が以前契約された会社に対して契約不履行につき管轄裁判所に訴状申請された。」「連絡なき場合、給料や財産の差し押さえをします、云々」とあった。心当たりがない。(相談者：60歳代・女性)

【対処法】 ① 心当たりがないからといっても、絶対、**連絡してはいけません！** 相手の狙いは直接話すことです。 個人情報を知り取られたり、脅されたりして、結局お金を支払うハメに陥る危険性があります。② 問い合わせの電話番号は事務所ではなく、悪質業者につながるものです。

③ハガキには「平成28年管理番号(い)第〇〇〇号」など、通し番号のような記載がありますが、普通の郵便で裁判の通知が来ることはありません。 心配なら役場に問い合わせてください。無料で法律相談を受けることもできますので、お気軽にご相談ください。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口82-1115に相談しましょう。秘密は守られます。土曜・日曜は鳥取県の消費生活センターに申し出てください。